

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 10 月



弁護士 [上田 淳史](#)

岩田合同法律事務所は、故・岩田宙造弁護士が 1902 年に「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、本邦において最も歴史のある法律事務所の一つであり、120 年有余の歴史を紡ぎ、絶えざる革新を目指しております。

この企画では、岩田宙造弁護士をはじめとする当事務所の諸先輩方が関わった裁判例の検証を通じて、私たちの訴訟弁護士としての伝統を再確認し、絶えざる研鑽へとつなげていきます。

■ 大判明治 44 年 11 月 6 日民録 17 輯 627 頁（明治 44 年（才）第 120 号）

第 3 回目となる今回は、双方過失による船舶衝突と積荷に対する損害賠償責任について判断した、大審院明治 44 年 11 月 6 日判決（大審院民事判決録 17 輯 627 頁）を取り上げたい。

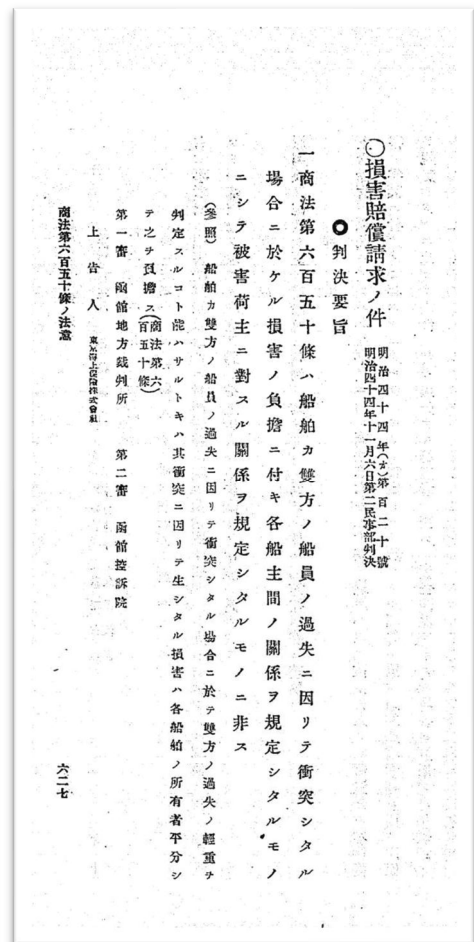
西暦で言えば 1911 年、明治時代の最末期に、岩田宙造弁護士は東京海上保険（株）（当時）の上告代理人として、破棄差戻判決を勝ち取っている。

本判決は、船舶が双方船員の過失によって衝突した場合、それにより損害を被った積荷について、各船主は各々いかなる範囲の賠償責任を負うのか、という問題について、商法 788 条（昭和 13 年改正前 650 条、平成 30 年改正前 797 条）は、衝突により生じた損害の負担について各船主相互間の関係を規定したものであり、積荷に対する関係には適用がないと判断し、積荷に対する関係では、各船主は民法 719 条に基づき共同不法行為者として各自連帯して損害の全額について賠償責任を負うとの初判断を示したものである。

この判断は、現在においても学説上通説（商法 788 条不適用説・民法 719 条適用説）とされている。

本判決には上告理由が相当長く引用されているが、当時の商法（明治 32 年制定）の母法たるドイツ商法における解釈論等にも論及されており（「…之を外国の例に見るも特別な沿革を有する英国の如きは之を除き我商法の母法たる独逸商法第 735 条の衝突に因る損害を両船過失の程度に依り負担せしむる規定が単に船主間の関係のみを定めるものにして第三者たる荷主は何れの船主に対しても全部の損害賠償を求め得べきものなることは其解釈上異論なき所なり」）、岩田弁護士外国法に関する博識ぶりが垣間見られる。

本判決は、有斐閣が刊行する『商法（保険・海商）判例百選』（初版）にも掲載されていたもので、また、判例付き六法の商法 788 条の項には必ず収録されており、船舶衝突の場面における第三者に対する損害賠償責任に関するリーディング・ケースとして、言渡しから 110 年以上経過した現在に至っても、些かもその重要性を失っていない。



『大審院判例集：民事・刑事』第 17 輯 民事判例集 [明治 44 年分] 中央大学 明 24-45. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/794925> (参照 2025-09-22)

【岩田宙造プロフィール】



明治 8 年(1875 年)、山口県生まれ。東京帝国大学を卒業後、政治家を志し、東京日々新聞（現在の毎日新聞）の記者になるが、養家の財政事情等のため政治家志望を断念し、弁護士の道へ進む。明治 35 年(1902 年)、岩田宙造法律事務所を開設。その後、貴族院議員、司法大臣（現在の法務大臣）、日本弁護士連合会会長、学士会理事長など、政界、司法界、学界の各要職を歴任し、昭和 41 年(1966 年)死去。

【執筆者】



上田 淳史（弁護士）
Email: aueda@iwatagodo.com

慶應義塾大学法学部卒業、1998 年弁護士登録。
訴訟・紛争案件を多数取り扱う。2023 年より司法試験・司法
試験予備試験審査委員（民法）を務める。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士 110 余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。